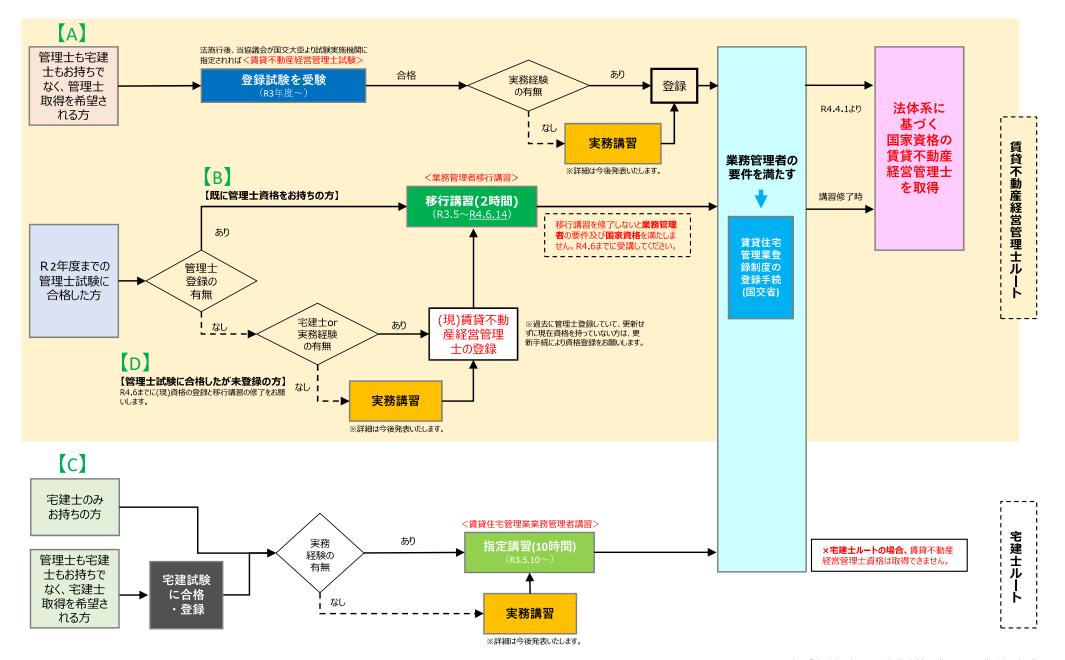
・業務管理者の要件を満たすまでの流れ



・国家資格としての賃貸不動産経営管理士(管理士)を取得するまでの流れ



注:「実務経験」とは賃貸住宅管理業に関する業務経験を指す

業務管理者講習全般に関するQ&A(「業務管理者移行講習」と「賃貸住宅管理業業務管理者講習」)

No	Q	A
1	業務管理者とは何ですか。	令和3年6月15日に施行される「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」の第12条に、以下のように定められています。 ①賃貸住宅管理業者は、その営業所又は事務所毎に、「業務管理者」を設置することが義務付けられます。 ②「業務管理者」は賃貸住宅管理の知識及び能力・一定の実務経験等を持ち、国土交通省で定める要件を備えている者を指します。 ③「業務管理者」には管理受託契約の内容の明確性、賃貸住宅の維持保全の実施方法の妥当性等の、業務の管理及び監督に関する事務を行わせなければなりません。 ④「業務管理者」が欠けた状態では、管理受託契約を締結することはできません。
2	講習を受講したいのですが。	「業務管理者移行講習」と「賃貸住宅管理業業務管理者講習」の二つの講習があり、それぞれ受講対象者が異なります。自身が対象となる講習を確認のうえ、それぞれの講習のページから受講申し込みの手続きを行ってください。 (https://chintaikanrishi.jp/about/course_g/)
3	業務管理者として動務するためには、この講習は必ず申し込まなければなりませんか。	業務管理者の要件を満たすためには必須の講習となっています。対象となる講習をご確認のうえ、それぞれの講習のページから申し込んで受講してください。
4	賃貸不動産経営管理士と宅地建物取引士の資格の両方を持っている場合は、どちらの講習を受講すればよいのでしょうか。	講習の内容・時間・受講料などが異なるため、それぞれの講習の概要をページでご自身で確認のうえ、選択してください。なお、「賃貸住宅管理業業務管理者講習」の概要は、受講申し込み受付が開始となる5月10日(月)から公開予定です。 ※現在お持ちの賃貸不動産経営管理士資格を国家資格の賃貸不動産経営管理士資格にするためには、「業務管理者移行講習」の受講が必須となります。
5	業務管理者になりたいのですが、管理業務に関する2年以上の実務経験がありません。	宅地建物取引士資格のみをお持ちの方は、「管理業務に関する実務経験2年以上」に代わる「実務講習」が別途、開催される予定です。先に実務講習を受講し、修了した後で「賃貸住宅管理業業務管理者講習」を受講してください。賃貸不動産経営管理士資格をお持ちの方は、実務経験は不要です。そのまま「業務管理者移行講習」を受講してください。 ※実務講習の概要は今後、ホームページに掲載予定です。もう少々お待ちください。
6	賃貸不動産経営管理士試験に合格していますが、登録は行っていません(宅地建物取引士の資格は未取得で、今後、取得予定もありません)。講習は受講できますか。	まずは、賃貸不動産経営管理士として登録を受ける必要があります。登録の要件やお手続きにつきましては、「賃貸不動産経営管理士の登録 (https://www.chintaikanrishi.jp/exam/register/)」をご確認ください。登録完了後、「業務管理者移行講習」を受講できます。
7	賃貸不動産経営管理士の資格は持っていませんが、宅地建物取引士の資格は持っています。業務管理者になるためには、どうすれば良いのですか。	管理業務に関する2年以上の実務経験があれば、賃貸住宅管理業業務管理者講習の受講が可能です。もし、実務経験がない場合でも、「管理業務に 関する実務経験2年以上」に代わる「実務講習」が別途、開催される予定です。ご案内をお待ちください。 ※実務講習の概要は今後、当ホームページに掲載予定です。
8	講習を申し込んだのですが、間違いなく受付されているか、確認をしたいのですが。	講習ごとに運営機関が異なるため、申し込んだ講習を運営している協力機関のお問い合わせセンターへ連絡し、確認してください。
9	現在、宅地建物取引士の資格のみを持っています。講習を受講すれば、賃貸不動産経営管理士の資格も取得できますか。	受講した場合、「業務管理者」になることはできますが、賃貸不動産経営管理士の資格は取得できません。
10	協力機関の関連団体の会員ですが、協力機関の関連団体以外が実施する講習を受講できますか。	受講対象者であれば、どの講習も受講できます。

業務管理者移行講習に関するQ&A

>1< 333 E	THE	
No	Q	A
1	申上込みの開始けいつからで、申上込みの期限けいつまでですか	令和3年4月22日(木)から受講申し込みの受け付けを開始し、令和4年6月(経過措置期間が満了を迎える)の2週間前まで受講申し込みを受け付け
1	申し込みの開始はいつからで、申し込みの期限はいつまでですか。	ます。eラーニングによるオンライン講習のため、定員はありません。
2	講習はいつからいつまで受講できますか。	令和3年5月7日(金)から令和4年6月(経過措置期間が満了を迎える)までです。
3	講習はどのような形式で行われますか。	インターネット回線を使用した、eラーニングによるオンライン講習です。
4	オンライン講習を受講できる時間帯は、何時から何時までですか。	Q2の期間内であれば、24時間いつでも受講できます。
5	パソコンを持っておらず、インターネットができる環境もないのですが。	恐れ入りますが、受付センターにお問い合わせください。
6	受講料の金額を知りたいのですが。	1名につき7,700円(税込)です。
7	受講対象者について教えてください。	令和2年度までに実施された賃貸不動産経営管理士試験に合格し、令和4年6月(経過措置期間が満了を迎える)までに登録を受けた賃貸不動産経営 管理士有資格者が受講対象者です。
8	賃貸不動産経営管理士の資格を持っているのですが、講習を実施期間内に受講しなかった場合、どのような扱いになるのですか。	現在お持ちの賃貸不動産経営管理士の資格は、業務管理者の要件を満たすことができなくなります。
9	賃貸不動産経営管理士の資格を持っているのですが、講習を実施期間内に受講できなかった場合、どうすれば国家資格になりますか。	再度、試験を受験し直して合格し、登録を受けてください。
10	賃貸不動産経営管理士の登録要件を満たしていない(管理業務に関する2年以上の実務経験がない)ため、登録を受けられないのですが。このままでは移行講習を受講することができません。	「管理業務に関する実務経験2年以上」に代わる「実務講習」が別途、開催される予定です。先に実務講習を受講し、修了した後で業務管理者移行 講習を受講してください。(業務管理者移行講習を受講する場合は、賃貸不動産経営管理士としての登録手続きを行い、登録を受ける必要がありま す)実務講習の概要は今後、ホームページに掲載する予定です。
11	講習を申し込んだ後の流れについて教えてください。	受講料の支払い手続きを完了した後は、本人限定受取郵便(特例型)の到着をお待ちください。受講に必要なID等を記載した受講票と、講習テキスト「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に関する知識」を送付します。
12	マイページへのログイン方法を教えてください。	業務管理者移行講習ページの「受講申込へ進む」を選択し、まずはじめに「初めて受講される方・メールアドレスが未登録の方」よりメールアドレスをご登録ください。登録後は「ikou-koushu.jp」のドメインより、仮パスワード等が発行された自動返信メールが届きますので、ログイン画面でそれぞれを入力し、ログインして下さい。 ※ログイン時のメールアドレスは、上記ではじめに登録したものです。 ※自動返信メールが届かない場合、入力したメールアドレスが誤っているか、迷惑メールとして認識されている可能性があります。
13	マイページへログインするパスワードを忘れてしまいました。	マイページへのログイン画面(https://ikou-koushu.jp/top.php?mode=login)から、パスワードを再設定できます。
14	送られてきたテキストを紛失してしまいました。	受付センターまでご連絡ください。新しいテキストを送付します(別途、手数料3,000円をお支払いください)。
15	効果測定とは何なのでしょうか。	eラーニングによるオンライン講習の最後に行われる、小テストのようなものです。テキスト「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に関する知識」の前編から10問、後編から10間の合計20間が出題されます。それぞれ7間以上正解することで、講習を修了できます。
16	効果測定で不合格になってしまった場合はどうなるのですか。	再度、効果測定を受けることが可能です。
17	再度、効果測定に受けた場合、追加費用が発生するのですか。	追加費用は一切、発生しません。
18	修了証はどのようにして交付されるのですか。	講習修了後、マイページから修了証を取得できます。PDFファイル(データ)で交付します。紙の修了証は発行しません。
19	修了証には、どのようなことが記載されるのですか。	修了者の氏名・生年月日、移行講習修了年月日、交付年月日、修了証番号、有効期限です。
20	修了証のデータを紛失してしまったのですが。	マイページからダウンロード可能です。
21	講習を修了した場合、現保有の賃貸不動産管理士資格が国家資格になるとのことですが、有効期限は変わるのでしょうか。	
22	管理の実務を行う予定はないのですが、移行講習は受講すべきでしょうか。	移行講習を受講しなかった場合、現在お持ちの賃貸不動産経営管理士資格は、法体系に基づく「国家資格」とはなりませんので、ご自身で判断して ください。
23	賃貸不動産経営管理士試験に合格しているのですが、まだ登録手続きを行っていません。移行講習を受講 できるのでしょうか。	賃貸不動産経営管理士として登録を受けた後でなければ、移行講習を受講できません。登録要件を満たしていない場合は、①宅建士資格を取得してから登録を受ける、②実務経験が2年を越えてから登録を受ける、③「実務講習」を受講し、修了する(実務講習の開講時期は未定)。前述の①② ③のいずれかの手段で登録要件を満たし、登録を受けた後で移行講習を受講してください。
24	賃貸不動産経営管理士資格の有効期限が過ぎてしまっているのですが、今から更新できますか。	有効期限が過ぎていても、更新できます。
25	賃貸不動産経営管理士資格の登録及び更新の申請を行っている段階ですが、講習の受講を申し込むことができますか。	申し込みはできません。申請が受理されて手続きが完了し、賃貸不動産経営管理士証が手元に届いてから、講習を申し込んでください。
26	講習を修了しましたが、国家資格としての手続きは必要ですか。	手続きは不要です。講習を修了すれば、国家資格としての賃貸不動産経営管理士有資格者として、(一社)賃貸不動産経営管理士協議会に自動的に 登録されます。新法における賃貸住宅管理業者の登録制度へ業務管理者として申請する場合は、別途手続きを行ってください(詳細は国土交通省へ ご確認ください)。

賃貸不動産経営管理士の国家資格化に関するQ&A

No	Q	A
1	賃貸不動産経営管理士有資格者ですが、どうすれば国家資格を名乗れますか。	業務管理者移行講習を受講し修了することで、お持ちの賃貸不動産経営管理士資格が、「賃貸住宅の 管理業務等の適正化に関する法律」に基づく国家資格になります。
2	令和4年6月までに移行講習を受講しない場合、保有している賃貸不動産経営管理士の 資格はどうなりますか。	現在お持ちの賃貸不動産経営管理士の資格は、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」における業務管理者の要件を満たすことができなくなってしまい、国家資格になりません。その後の賃貸不動産経営管理士資格の扱いは、現時点では未定です。
3	国家資格になった賃貸不動産経営管理士資格に関して、賃貸不動産経管理士証(ライセンスカード)は発行されますか。	現時点で、新たな賃貸不動産経営管理士証の発行については未定です。
4	賃貸不動産経営管理士試験に合格していますが、国家資格を名乗るためには、これから どうしたらよいですか。	まずは、賃貸不動産経営管理士として登録を受ける必要があります。 登録の要件やお手続きは「賃貸不動産経営管理士の登録 (https://www.chintaikanrishi.jp/exam/register/)」をご確認ください。 登録後より「業務管理者移行講習」を受講し修了することで。お持ちの資格が法体系に基づく国家資格となります。
5	賃貸不動産経営管理士資格において「国家資格になった賃貸不動産経営管理士」と、 「業務管理者移行講習を受講してない賃貸不動産経営管理士」とで、その違いをどのよ うにして証明するのですか。	現時点では、業務管理者移行講習修了証の有無によって、国家資格になった賃貸不動産経営管理士資 格を取得しているかどうか証明します。